2025年ソウル特別市市民安全保険』の保障内容についてのご案内

◈ 保険契約状況

- 被保険者:ソウル特別市に住民登録がなされているすべての市民(登録されている外国人を含む)
- 〇 保険期間:2025年1月1日(00:00)~2025年12月31日(24:00)(1年)
- 〇 ソウル特別市が一括納付
- 加入手続き:ソウル特別市の市民は全員自動加入
- ※ ソウル特別市に住民登録がなされている市民は全員、<mark>別途の加入手続きを踏まなくても</mark>保険期間中 に該当する事故によって保険金支給理由が発生した場合、保障を受けることができます。

◈ 保険契約内容

区分	保障内容	保障額
社会災難による死亡 (感染症を除く)	ソウル特別市民が社会災難(感染症を除く)によって死亡した場合(満15歳未満の者を除く) ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォン
社会災難による後遺障 害 (感染症を除く)	ソウル特別市民に社会災難(感染症を除く)によって生じた傷害の直接の結果として後遺障害が発生した場合 ※ 他の制度によらず重複補償	1,000万ウォンまで
自然災害による死亡 (熱射病、日射病を含む)	ソウル特別市民が自然災害(熱射病、日射病を含む)に よって 死亡した場合(満15歳未満の者を除く) ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォン
自然災害による後遺障 害 (熱射病、日射病を含む)	ソウル特別市民に自然災害(熱射病、日射病、低体温症を含む)によって生じた傷害の直接の結果として後遺障害が発生した場合 ※ 他の制度によらず重複補償	1,000万ウォンまで
爆発、火災、崩壊による 傷害死亡	ソウル特別市民が爆発、火災、崩壊、土砂崩れ事故に よって死亡した場合(満15歳未満の者を除く) ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォン
爆発、火災、崩壊による 傷害の後遺障害	ソウル特別市民に爆発、火災、崩壊、土砂崩れ事故に よって生じた傷害の直接の結果として後遺障害が発生し た場合 ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォンまで
公共交通機関を利用中に発生した傷害死亡	ソウル特別市民が公共交通機関を利用中に発生した傷害の直接の結果として死亡した場合(満15歳未満の者を除く) ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォン
公共交通機関を利用中 に発生した傷害による後 遺障害	ソウル特別市民に公共交通機関を利用中に発生した傷害の直接の結果として後遺障害が発生した場合 ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォンまで
義死傷者傷害補償金	ソウル特別市民が業務外の行為として他人の生命、身体または財産に対する急迫した被害を救助する間に身体に傷害を被り、義死傷者判定を受けた場合 ※ 他の制度によらず重複補償	2,000万ウォンまで

区分	保障内容	保障額
シルバーゾーンでの交 通事故の負傷治療費	満65歳以上のソウル特別市民が保険期間中に高齢者保護区域に指定された地域で交通事故によって傷害を被った場合 ※ 他の制度によらず重複補償	1,000万ウォンまで (負傷等級1級〜14 級 / 負傷等級別の 支給基準適用)
スクールゾーンでの交通 事故の負傷治療費	満12歳以下のソウル特別市民が保険期間中に子供保護区域に指定された地域で交通事故によって傷害を被った場合 ※ 他の制度によらず重複補償	1,000万ウォンまで (負傷等級1級〜14 級 / 負傷等級別の 支給基準適用)

◆ 保障内容

ア.社会災難による死亡/後遺障害(感染症を除く)

- 保険期間中に発生した社会災難(感染症を除く)によって死亡または障害状態になった場合
- ※ 「社会災難(感染症を除く)」とは、災難及び安全管理基本法第3条(定義)第1号ナ目に定義された社 会災難をいう。
- ※ 社会災難(感染症を除く)は、災難及び安全管理基本法施行規則第5条(災難状況の報告等)に基づき 報告された場合に限る。

イ.自然災害による死亡/後遺障害(日射病、熱射病、低体温症を含む)

- 保険期間中に発生した自然災害によって死亡または障害状態になった場合
- ※ 自然災害とは、災難及び安全管理基本法第3条(定義)第1号カ目に定義された自然災難及び熱射 病、日射病、低体温症をいう。
 - (災難及び安全管理基本法第3条第1号カ目)の定義:台風、洪水、大雨、強風、波浪、津波、大雪、 寒波、落雷、干ばつ、地震、黄砂、藻類の大発生、干満、火山活動、小惑星・流星物質など自然宇宙 物体の墜落・衝突
- ※ 熱射病及び日射病:第8次韓国標準疾病·死因分類上、T67.0(熱射病及び日射病)に該当する場合
- ※ 低体温症:第8次韓国標準疾病·死因分類上、T68.0(低体温症)に該当する場合
- ※ 自然災難は、災難及び安全管理基本法施行規則第5条(災難状況の報告等)に基づき報告された場合に限る。

ウ.爆発、火災、崩壊、土砂崩れによる死亡/後遺障害

- 爆発、破裂及び火災(落雷を含む)による事故、建物及び建築構造物(建築中のものを含む)の崩壊若 しくは沈降または土砂崩れによって死亡または障害状態になった場合
- ※ 崩壊とは、爆発、破裂、火災などの外力でない通常の用途で建物または建築構造物を使用中に、それ自体の内部欠陥、腐食、浸食などによって、その全てまたは一部が突然崩れ落ちることをいう。ただし、亀裂または破損によって一部が崩れ落ちるのは崩壊とみなさない。
- ※ 沈降とは、爆発、破裂、火災などの外力でない通常の用途で建物または建築構造物を使用中に、それ自体の内部欠陥、腐食、浸食などによって、その全てまたは一部が突然沈み下がることをいう。
- ※ 土砂崩れとは、雨によって山や丘の土砂が一度に崩れ落ちることをいう。

エ.公共交通機関を利用中に発生した死亡/傷害による後遺障害

- 運行中の公共交通機関に被保険者(保険対象者)が搭乗中に発生した交通事故
- 公共交通機関に被保険者が搭乗するために乗車・下車中に発生した交通事故
- 公共交通機関を利用するために被保険者が乗り場内で待機中に発生した交通事故
- ※ 公共交通機関:利用を希望する者であれば誰でも利用できる交通手段であり、以下の交通手段をいう。
- ① 旅客輸送を目的とする航空機
- ② 旅客輸送を目的とする地下鉄・電車・列車
- ③ 旅客自動車運輸事業法施行令第3条に規定された市内バス、市外バス、高速バス(貸切バスを除く)
- ④ 旅客自動車運輸事業法施行令第3条に規定された一般タクシー、個人タクシー(レンタカーを除く)
- ⑤ 旅客輸送を目的とする船舶

才.義死傷者傷害補償金

- 保険期間中に被保険者が業務外の行為として他人の生命、身体または財産に対する急迫した被害を救助する間に身体に傷害を被り、「義死傷者礼遇に関する法律」及び「同法施行令」の規定に基づき義死傷者判定を受けた場合、約定保険金を補償する。

カ.シルバーゾーンでの交通事故の負傷治療費

- 満 65 歳以上の被保険者が保険期間中に、「子供・高齢者及び障害者保護区域の指定及び管理に関する規則」に基づき市長等が高齢者保護区域に指定した地域内において、以下に定める交通事故によって傷害を被り、その直接の結果として、自動車損害賠償保障法施行令で定められた自動車事故負傷等級表の障害等級(ただし、1 級~14 級)判定を受けた場合、障害等級に従ってシルバーゾーンでの交通事故の負傷治療費を支給する。
- ▶ 走行中の自動車に運転をしていない状態で搭乗中に発生した急激かつ偶然な外来の事故
- ※ 自動車とは、「自動車管理法施行規則」第2条に定められた乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、 特殊自動車、二輪自動車及び「自動車損害賠償保障法施行令」第2条に定められたダンプカー、クレ ーン車、ミキサー車、コンクリートポンプ車、アスファルトディストリビュータ、ホイール式ショベル、フォ ークリフト、道路維持作業車、路面測定装備(以下、「9種建設機械」という。)をいう。ただし、9種建設 機械が作業機械として使用されている間は自動車とはみなさない。

<負傷等級別の支給基準>

負傷等級	支給額	負傷等級	支給額
1級	保険加入金額の 100%	8級	保険加入金額の 10%
2級	保険加入金額の 50%	9級	保険加入金額の8%
3 級	保険加入金額の 40%	10級	保険加入金額の 6%
4級	保険加入金額の 30%	11 級	保険加入金額の 5%
5 級	保険加入金額の 30%	12 級	保険加入金額の 4%
6級	保険加入金額の 20%	13 級	保険加入金額の2%
7級	保険加入金額の15%	14 級	保険加入金額の1%

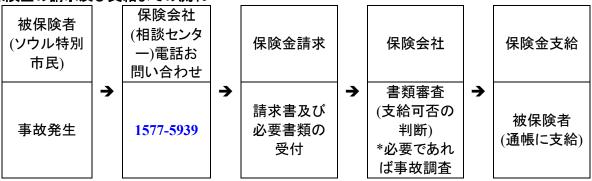
キ.スクールゾーンでの交通事故の負傷治療費

- 満 12 歳以下の被保険者が保険期間中に、「子供・高齢者及び障害者保護区域の指定及び管理に関する規則」第 3 条の規定に基づき市長等が子供保護区域に指定した地域内において、以下に定める交通事故によって傷害を被り、その直接の結果として、自動車損害賠償保障法施行令で定められた自動車事故負傷等級表の傷害等級(ただし、1級~14級)判定を受けた場合、傷害等級に従ってスクールゾーンでの交通事故の負傷治療費を支給する。
- ▶ 走行中の自動車に運転をしていない状態で搭乗中に発生した急激かつ偶然な外来の事故
- ※ 自動車とは、「自動車管理法施行規則」第2条に定められた乗用自動車、乗合自動車、貨物自動車、 特殊自動車、二輪自動車及び「自動車損害賠償保障法施行令」第2条に定められた9種建設機械を いう。ただし、9種建設機械が作業機械として使用されている間は自動車とはみなさない。

<自傷等級別の支給基準>

「大型 4 W)」 シス 加 本 十 ~			
負傷等級	支給額	負傷等級	支給額
1級	保険加入金額の 100%	8級	保険加入金額の 10%
2級	保険加入金額の 50%	9級	保険加入金額の8%
3 級	保険加入金額の 40%	10級	保険加入金額の 6%
4級	保険加入金額の 30%	11 級	保険加入金額の 5%
5 級	保険加入金額の 30%	12 級	保険加入金額の 4%
6級	保険加入金額の 20%	13 級	保険加入金額の 2%
7級	保険加入金額の15%	14 級	保険加入金額の1%

◈ 保険金の請求及び支給までの流れ



※ お問い合わせ:市民安全保険に関するお問い合わせ窓口 (韓国地方財政共済会) ☎1577-5939 FAX.+82-505-073-2424 共済金請求書

区分

<市民安全共済への請求書類についてのご案内>

請求書類

		- 個人(信用)情報処理同意書	カスの称式 住民 センター*
		- 事故者本人の住民登録謄本または抄本(住所変更日及び転出・転入日表示) ※ 外国人は外国人登録事実証明書(在留地の変動を含む)	
共通書類		- 身分証明書のコピー(共済金受取人)	
		- 通帳のコピー(共済金受取人) [事故者が未成年者の場合]	
		- 未成年者本人の基本証明書及び家族関係証明書、法定代理人(両親のうち代表 1 人に委任した場合は委任状と委任する者の印鑑証明書)の身分証明書のコピー及び通帳のコピー	住民センター 共 済会の様式
		死亡者を基準として発行	
		- 死亡診断書(死体検案書)	
		- 在籍謄本(女性の場合は配偶者基準)	医療機関及び住民 センター
	必須	- 婚姻関係証明書(詳細)	
		- 家族関係証明書(詳細)	
		- 立件前の調査結果報告書	警察署 契約内容
死亡		- その他の傷害立証書類*	別の一覧を参照
		複数の共済受益者(法定相続人)のうち1人が代表として受け取る場合	
		- 委任状(実印の捺印または本人による署名)	 共済会の様式 住
	追加	- 委任者の印鑑証明書または本人署名事実確認書(署名した場合)	民センター
		- 委任者全員の個人(信用)情報処理同意書	
		改名、親権、住民登録番号の変更等が発生した共済受益者(法定相続人)の場合 - 各共済受益者(法定相続人)の基本証明書	住民センター
		①番と②番のうちいずれかを選択 ① 後遺障害診断書(AMA 式): 規約上の障害分類表に基づく障害判定が必要	医療機関
		- 障害診断名及び発生時期	
		- 障害の内容とその程度	
		- 事故との因果関係及び事故の関連度	
		- 今後の治療問題、好転度など ② (一般)診断書で代用できる場合	医療機関
後遺障害	必須	- 慢性心不全:血液透析(最初の透析日、患者の状態が記載されたもの)	区域域域
		- 四肢切断(切断部位を明示):レントゲン検査結果	
		 - 人工関節置換術(置換術を受けた日、部位を明示):手術記録	
		- 腎臓・眼球摘出(摘出日、部位を明示):手術記録	
		- 臓器の全摘(摘出日、部位を明示):手術記録	
		- 立件前の調査結果報告書及び(交通)事故事実確認願	警察署 契約内容
		- その他の傷害立証書類*	別の一覧を参照
その他の契約内	.N <=	- その他の契約内容の立証書類*	契約内容別の一
容	必須		覧を参照

- 事故受付方法:郵便受付 ※ 全ての契約内容で可能
- 住所:ソウル市マポ(麻浦)区シンチョンロ270(マポ(麻浦)区アヒョンドン(阿峴洞)329-1)、スチャンビル904号
- 一部の契約内容*メールまたは FAX で受付可
- メールアドレス:
- FAX:+82-505-073-2424
- *アナフィラキシー診断書、火傷手術費、犬の咬傷事故による救急救命室来院治療費、野生動物被害補償(治療費)、熱中症診断費の 5 つの契約内容に限る
- お問い合わせ:1577-5939(市民安全共済コールセンター)
- ※ 本案内は、一般的な共済金を請求する際に必要な書類を案内するものであるため、契約内容別の追加書類は、共済会ホームページ (www.lofa.or.kr)の<契約内容別の請求書類一覧>にて確認するか、または市民安全窓口センター(1577-5939)まで別途お問い合わせ ください。

発行元 共済会の様式 共

済会の様式 住民

<契約内容別の請求書類一覧>

	○ 大小川谷川の前水音規一見~ 区分						
	区分	HILLY - MI 794	発行元				
		1.人命被害現地調査報告書などの自治体報告資料	管轄自治体				
	自然災害による傷害死亡	[熱射病、日射病、低体温症の診断を受けてから死亡した場合] 2.診断書(診断名及び診断コードが記載されたもの)	医療機関				
	爆発火災崩壊による傷害死亡	火災証明願(火災事故の場合)	消防署				
	公共交通機関利用中の傷害死亡	共済組合支給内訳書	バス・タクシー共済 組合				
死亡	ひき逃げによる傷害死亡	自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
Ė	無保険車による傷害死亡	自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
	強盗による傷害死亡	起訴状、判決文など	法院				
	農業機械事故による傷害死亡	立件前の調査結果報告書 ※事故農業機械の現場写真を含めて発行すること	警察署				
	ガス事故による傷害死亡	韓国ガス安全公社のガス事故報告書または管轄自治体のガス事故報告書	韓国ガス安全公社または管轄自治体				
	貸切バス利用中の傷害死亡	共済組合支給内訳書	貸切バス共済組合				
	有毒性物質による死亡	診断書	医療機関				
	公共交通機関利用中の後遺障害	共済組合支給内訳書	バス・タクシー共済 組合				
	ひき逃げによる後遺障害	自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
	無保険車による後遺障害	自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
***	強盗傷害による後遺障害	起訴状、判決文など	法院				
後遺障害		1. 立件前の調査結果報告書または交通事故事実確認願(事故農業機械の写真を含むこと)	警察署				
書	農業機械事故傷害による後遺障害	2. 救急活動日誌	消防署				
-		3. 医務記録(初診記録または救急救命室記録)	医療機関				
	ガス事故傷害による後遺障害	韓国ガス安全公社のガス事故報告書または管轄自治体のガス事故報告書	韓国ガス安全公社または管轄自治体				
	貸切バス利用中の障害による後遺障害	共済組合支給内訳書	貸切バス共済組合				
		1. 診断書と診療確認書	医療機関				
	医療事故法律費用	2. 訴状、弁護士選任契約書と弁護士着手金の税金計算書	弁護士事務所				
		3. 法院の訴状受付証明願	法院				
	誘拐・拉致・人質補償金	事故事実確認願	警察署				
	スクールゾーンでの交通事故の負傷治	1. 交通事故事実確認願	警察署				
	療費	2. 自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
	迷子探し支援金	事故事実確認願	警察署				
		1. 初診記録または救急救命室記録	医療機関				
	野生動物による被害補償(治療費)	2. 治療費 - 診断書、診療費領収書、診療費明細書	医療機関				
	* 7 6 * 6 6 10 10 4	3. 救急活動日誌	消防署				
	義死傷者傷害保障金	表死傷者証書 - 大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大記・大	管轄自治体				
	性暴力犯罪被害補償金	起訴状、判決文など	法院				
_	性暴力犯罪傷害補償金	1. 起訴状、判決文など	法院				
その他		2. 診断書、診療費領収書(診断週数と診療期間が記載されたもの)	医療機関				
他	凶悪犯罪傷害補償金	1. 起訴状、判決文、立件前の調査結果報告書など	管轄行政機関				
		2. 診断書、診療費領収書(診断週数と診療期間が記載されたもの)	医療機関				
	シルバーゾーン事故治療費	1. 交通事故事実確認願	警察署				
		2. 自動車保険支給内訳書	自動車保険会社				
	献血後遺症補償金	1. 献血証書	大韓赤十字社				
		2. 診断書、診療費領収書(診断週数と診療期間が記載されたもの)	医療機関				
	アナフィラキシー診断費	1. 診断書(診断名と疾病分類コードが記載されたもの)	医療機関				
		2.救急救命室記録	医療機関				
	火傷手術費	1. 診断書(疾病分類コード)及び手術名、手術を受けた日などが記載された書類(手術確認書など)	医療機関				
	2 3100 2 11024	2. 初診記録または救急救命室記録	医療機関				
	犬の咬傷事故による救急救命室外来治 療費	救急救命室記録	医療機関				
	熱中症診断費	診断書(診断名と疾病分類コードが記載されたもの)	医療機関				